２０２４年　２月　５日

大阪府財務部税務局長

中野　伸一　様

大阪府職員労働組合　府税支部

支部長　山﨑峰人

支 部 要 求 書

納税者に対する正確な対応と業務執行を保障し、府税事務所で働く職員の労働条件の改善、働きやすい職場づくりのため、大阪府職員労働組合府税支部第２０回定期大会の決定に基づき、下記のことを速やかに実現することを要求する。

記

１．労使慣行・事前協議について

（１）税務局と府職労府税支部との従来からの労使慣行を遵守すること。

（２）労働条件に関わる通達などの改正にあたっては、支部と事前協議を行い、一方的な実施は行わないこと。

（３）府職労単組要求、府労組連要求などの実現のため、税務局として努力すること。

（４）分会要求について、誠意を持って実現すること。

２．人員・労働条件について

（１）全ての税務職場で均一な労働条件を保障するため、定数増をはじめとする適切な措置をとること。

（２）不動産取得税課については、自主決定・テナント評価業務の増加に対し、定数増などの適切な措置を講じること。

（３）業務量に基づかない定数削減や業務量増、勤務条件の悪化に対し、定数増をはじめとする適切な措置をとること。

（４）産休、育休及び欠員に対しては、勤務条件の悪化をきたさないよう、正規職員を配置する等の適切な措置をとること。

（５）「育児短時間勤務制度」、「高齢者短時間勤務制度」は本人の選択性を保障するとともに、他の職員の過重負担を招かないよう、代替要員に正規職員を配置する等の適切な措置をとること。

（６）４週間単位の勤務時間の割振り変更（フレックスタイム制度）については、職員の自主的な意思による申請を遵守し、上司から同意を促したり、推奨したりすることのないよう徹底すること。また、適切な時期に検証、見直しを行うこと。

（７）実質的な労働時間の短縮をはかる観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重し、職員の長時間通勤の解消や過重労働を防止するなど、適切に対応すること。

（８）超過勤務が増加している現状、「フレックスタイム制度」により通常勤務時間帯以外も正規勤務時間になることを踏まえ、スポットクーラー、電気暖房機器等の局所空調機器を全職場に配備すること。

（９）各所の安全衛生委員会を充実させるとともに、安全衛生委員会の改善に関する決議については主管課が責任を持って措置すること。

（10）労働安全衛生の観点から、情報機器作業従事職員特別健康診断を充実させ、全員受診体制を確立すること。

３．勤務時間について

（１）１日の勤務時間を拘束８時間（実働７時間、週３５時間）とすること。

（２）超過勤務を縮減すること。休息時間をただちに復活させること。

（３）時差出勤による変則勤務を止め、全員が一斉に出勤・退勤できるようにすること。

（４）「税収確保対策」を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等での時間外勤務を強要しないこと。

４．休暇について

（１）職員の年齢構成をふまえ、出産や育児、介護等の休暇制度を拡充するなど、仕事と家庭の両立支援制度の充実、改善をはかるとともに、それらを安心して取得できる職場の体制・環境を確保すること。

（２）病気休暇・休職制度の「療養に専念させる」という趣旨をふまえ、診断書の提出を不要とするなど制度の抜本的な改善をはかること。また、休職者のリハビリ出勤については通勤手当を支給すること。

（３）女性職員の健康と母性保護のため、生理休暇の取得しやすい職場環境を実現するための具体的な取り組みを行うこと。

（４）台風、地震等の災害に伴う交通機関の途絶に対し、職員の安全確保の観点から早期に特別休暇の判断を行うこと。

５．賃金・手当について

（１）職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職４級の水準に到達できる賃金体系への改善を行うこと。

（２）税務職俸給表との格差是正という税務手当本来の趣旨に基づき、全税務職員に対する税務職俸給表の適用もしくは調整額へ移行すること。

（３）通勤手当については、働き方改革や職員の利便性の観点からも、実際の通勤経路に基づき支給すること。また、一方的に廃止した旅行雑費を復活させること。

（４）国・他の自治体と異なる官民比較方法を改め、抜本的な賃金改善を行うよう、関係機関に働きかけること。

（５）再任用職員の賃金については、定年退職時の７割以上の水準を維持すること。また、扶養手当や住居手当をはじめ、定年前職員と同じ手当を支給するとともに、全ての再任用職員を２級以上に任用するなど待遇改善をはかること。

６．人事評価・副主査選考について

（１）労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきである。「新人事評価制度」を賃金に反映させないよう、関係機関に働きかけること。

（２）副主査選考については、府税業務に必要な研修への参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。

７．庁舎・職場環境について

（１）老朽化した空調設備は更新し、冷暖房の運用にあたっては、実態に即した弾力的運転を行うこと。

（２）床上のモール等による配線は転倒などの危険があるため、該当する執務室についてはＯＡフロアにするなど安全に配慮すること。

（３）地域防災拠点として重要な役割を果たす府民センタービルが老朽化しており、労働安全衛生にも影響を与えることから、必要な改修を行うこと。

（４）交通事故防止の観点から、庁用自動車は必要に応じて更新し、保守・点検に必要な予算を確保すること。

（５）府税職場が影響を受ける「府有財産の活用」や庁舎移転等は、一方的に行わず、充分な協議を行うこと。また、北河内府税事務所の移転に当たっては、必要な執務スペースを確保すること。

（６）ＳＮＳなどでの誹謗中傷が社会問題化する中、名札については苗字（平仮名）のみの表記とし、個人情報が特定されないようにすること。

■　要望事項

１．人員・労働条件について

（１）職員基本条例、労使関係条例、政治活動規制条例を廃止し、府民と直に接する職員の声をくみ上げる風通しの良い府庁組織とすること。

（２）強権徴収につながる数値目標の設定は行わず、課税・納税相談をはじめ、納税者の権利を保障する人員・体制を確保すること。

（３）税務情報システムについては、タイムアウト時間の延長をはじめ、現場の要求に基づいた改善を行うこと。

（４）新型コロナウイルス感染症対応で明らかとなった人員不足を踏まえ、根本的に不足している保健所・医療現場を筆頭に、全部局に災害などの緊急対応可能な定数を確保するよう、関係機関に働きかけること。また、万博関連業務については定数増で対応すること。

２．人事評価制度について

相対評価をただちに中止するとともに、人事評価制度の抜本的な見直しを行うこと。

３．庁舎・職場環境について

（１）電話機をナンバーディスプレイ対応とし、備品等を業務に支障のないよう配置するなど、業務に必要な環境整備をおこなうこと。

（２）府民・納税者の利便性を確保するため、他の府税事務所同様、中央府税事務所に駐車場を整備すること。

（３）庁舎敷地内に、来庁者も利用できる喫煙所を確保し、路上喫煙・受動喫煙を防止すること。

４．民間委託・非正規労働者の労働条件について

（１）個人情報保護、納税者サービス向上のため、総合窓口受付業務、賦課データー読取・作成業務については民間委託を前提とせず、根本的に見直すこと。

（２）コールセンターの民間委託は中止すること。とりわけ催告業務は事実上の公権力行使であり、直ちに中止するとともに、夜間・休日催告を中止すること。

（３）大阪府が「民間開放」を口実に、低賃金を前提に非正規労働を率先して拡大している現状を改め、公契約条例を制定し、非正規労働者の賃金・労働条件の改善を行うこと。